

農産物集出荷販売計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

山江村 企画調整課

令和7年10月

1. 件名

農産物集出荷販売計画策定業務委託

2. 履行期間

契約の日から令和8年3月28日まで

3. 業務概要及び委託事項

別紙、「農産物集出荷販売計画策定業務委託仕様書」のとおり

4. 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

2, 530, 000円（消費税額及び地方消費税額含む。）以下

5. 担当課

山江村 企画調整課 復興村づくり推進室

所在地 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356 番地の1

電 話 0966-23-3112（直通）

メールアドレス kikaku@vill.yamae.lg.jp

ホームページURL <http://www.vill.yamae.lg.jp>

6. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、山江村工事等請負・委託契約に係る指名留保等の措置要領の規定に基づく指名留保期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き等の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 山江村暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 業務を適正に行う体制を有し、過去10年以内に本業務と同種又は類似の計画、設計の業務を元請として完了した実績があること。

7. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和7年10月3日（金） ※村ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。

質問の受付	令和7年10月3日（金）から令和7年10月10日（金）正午まで ※メール送信後、企画調整課に送信確認の電話をして下さい。 ※質問の回答は、令和7年10月14日（火）までにホームページにて公開します。
参加申込み	令和7年10月3日（金）から令和7年10月16日（木）正午まで 期間内は、土日祝を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）。 ※参加資格の確認を行います。また、参加申請提出書類の提出者が5者を超える場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、5者を選定します。令和7年10月17日（金）までに確認の結果を電子メールで通知します。
企画提案書等の提出	参加確認結果通知後から令和7年10月24日（金）まで 土日祝を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）。
プレゼンテーション（予定）	令和7年11月上旬までに企画提案のプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションの時間等の詳細内容は、電子メールにて、企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡いたします。 ※プレゼンテーションを実施しない場合もあります。
結果通知	選考結果決定後、速やかに電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和7年11月中旬までに契約締結を予定しています。

8. 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込に必要な書類を提出して下さい。

（1）受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月16日（木）正午まで
期間内は、土日祝を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）。

（2）参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおりです。書類提出は日本興業規格によるA4判の規格によることとし、左綴じで作成して下さい。

参加申請提出書類	部数	様式
参加申込書	1部	様式1 ※代表者印を押印して下さい。
誓約書	1部	様式2 ※代表者印を押印して下さい。
業務経歴書	5部	様式3 （体裁の変更は可能です。）
実施体制調書	5部	様式4 （体裁の変更は可能です。）
担当者の資格等調書	5部	様式5 （体裁の変更は可能です。）

（3）提出方法

「実施要領5担当課」あてに参加申請提出書類を持参又は郵送により提出して下さい。

（4）参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行います。また、参加申し込みが5者を超えた場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、企画提案書の提出をお願いする事業者（以下、参加事業者）を5者程度選定します。

結果については、令和7年10月17日（金）までに電子メールで通知します。

9. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は次のとおり行います。

(1) 受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月10日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問票（様式9）に必要事項を記入し、担当課あてに電子メールで提出して下さい。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」として下さい。メール送信後、担当課へ送信確認の電話をして下さい。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 質問の回答は、令和7年10月14日（火）までにホームページにて公開します。

10. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり企画提案に必要な書類（以下、企画提案提出書類）を持参又は郵送により提出して下さい。なお、提案は1者につき1つの提案に限ります。

(1) 提出期間

参加資格確認結果通知後から令和7年10月24日（金）まで
土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（郵送の場合は必着）

(2) 企画提案提出書類

企画提案提出書類は次の表のとおりです。日本工業規格によるA4判の規格によることとし、左綴じで作成して下さい。

なお、様式7及び様式8の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないで下さい。

提出書類	部数	注意事項
企画提案書届出書	1部	様式6 ※代表者印を押印して下さい。
企画提案書	5部	任意
業務工程表	5部	様式7 （体裁の変更は可能です。）
見積書	2部	様式8 （体裁の変更は可能です。）

11. 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき「（仮称）農産物集出荷販売計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置し、審査します。

(1) 評価

評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行います。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1社の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点契約予定事業者を契約予定事業者とします。

(2) プレゼンテーション (予定)

プレゼンテーション (ヒアリング) を行うことを予定しております。

プレゼンテーションの実施は、令和7年11月上旬までに予定しております。

(場合によっては、プレゼンテーションを実施しない場合もあります。)

プレゼンテーションを実施する場合は、出席者は管理責任者となるものを含む3名以内とし、時間は20分以内で、その後質疑応答を行う予定です。

(3) 選考結果

選考結果は選考結果決定後、速やかに参加事業者電子メールで通知する予定です。

(4) その他

ア プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、担当課に事前に連絡して下さい。電源、プロジェクター、スクリーンについては村で用意しますが、パソコンについては各参加事業者にて準備して下さい。

イ 管理責任者として予定している者は出席して下さい。

ウ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(事業者名、事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないで下さい。

エ 審査委員会での選考は非公開とします。

オ 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

12. 結果の公表

選考結果については、山江村ホームページで公表する予定です。

13. 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本村と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

14. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が事業費限度額を越えている場合

(5) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

15. その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とします。

(2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。

(3) 山江村と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (4) 山江村と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 7）」に記載する内容を基に山江村と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、山江村の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、山江村がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山江村情報公開条例（平成 15 年条例第 6 号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出するものとします。

農産物集出荷販売計画策定業務委託 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
1	業務実績について	・ 提案事業者の同種・類似業務等の業務実績は十分か。	10 点
2	業務履行体制について	・ 迅速かつ柔軟な対応が期待できるか。 ・ 組織として、実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか。 ・ 技術士の配置等、業務に十分な体制が備わっているか。	10 点
3	業務の理解度	・ 業務の内容や、山江村の現状について十分に理解しているか。	10 点
4	業務実施方針	・ 多様な視点から実現に向けていくことが期待できるか。 ・ 課題の認識が的確であり、対応方法は具体的で有効か。	20 点
5	工程計画	・ 工程計画が適切であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。	10 点

6	提案内容	・実現性のある提案となっているか。 (提案に説得力、裏付け、多様な視点からの分析等が示されているか。等)	30 点
7	見積金額	・最低見積金額／見積金額×10 (小数点第3位以下切捨て) ・費用に見合った提案か。	10 点
合 計			100 点